

大阪府公衆浴場入浴料金審議会議事録

と き 平成 25 年 12 月 25 日（水） 14 時～

ところ 国民会館住友生命ビル 1 2 階 小ホール

事務局 : 本日は、皆様年末の大変お忙しい中、大阪府公衆浴場入浴料金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、環境衛生課の坂部でございます。本日の会議の審議に入っていただきます迄の間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の上から順にご覧いただきたいと存じます。一番上が、次第・委員名簿・配席図の 3 枚ものとなっております。次に、2 3 ページもので審議会資料冊子が 1 部となっております。過不足がございましたらお申出ください。

本日、ご出席いただきました皆様には、本審議会規則第 3 条第 2 項に基づき、本年 1 1 月 1 日付けで本審議会委員にご就任いただいております。それではご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿と配席図をご参照願います。まず、学識経験者委員から前立命館大学経済学部客員教授小田（おだ）委員でございます。摂南大学経営学部教授高尾（たかお）委員でございます。大阪大学大学院経済学研究科准教授椎葉（しいば）委員でございます。公認会計士の見鳥（みどり）委員でございます。元：産経新聞大阪本社編集委員で、フリージャーナリストの細見（ほそみ）委員でございます。次に、営業者代表の委員でございます。大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合理事長浦田（うらた）委員でございます。大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長小柳津（おやいず）委員でございます。大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合理事宮前（みやまえ）委員でございます。続いて、利用者又は消費者代表の委員でございます。日本労働組合総連合会大阪府連合会副事務局長佐伯（さえき）委員でございます。なにわの消費者団体連絡会会計幹事武富（たけとみ）委員でございます。全大阪消費者団体連絡会常任理事田川（たがわ）委員でございます。次に、関係行政機関から大阪市健康局生活衛生担当部長辻（つじ）委員でございます。本日は御欠席でございますが、市町村長委員として豊中市長の淺利（あさり）委員、豊能町長の田中（たなか）委員にご就任頂いております。続きまして、事務局の大阪府でございますが、大阪府健康医療部高山部長でございます。大阪府健康医療部環境衛生課桐山課長でございます。大阪府健康医療部環境衛生課生活衛生グループ高橋総括主査、坂部でございます。

それでは、会議開催にあたりまして、大阪府健康医療部高山部長より、ごあいさつを申し上げます。

- 高山部長 : 大阪府公衆浴場入浴料金審議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃より、府政の推進に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。また、本日は何かと、ご多忙のところ審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- ご承知のように、公衆浴場は自家風呂を持たない人々に、入浴の機会を提供しますとともに、自家風呂を持っている人々にも地域に密着した「ふれあいの場」として、ゆとりと安らぎを与えるなど、府民生活の充実に大きな役割を果たしているところでございます。
- しかしながら、今日の公衆浴場業においては、近年の燃料費の上昇等の情勢に加え、入浴者数の減少や営業収入の減少、レジャー型の大型浴場やスパ一銭湯の進出、また、経営者の高齢化や後継者不足など、一般公衆浴場を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあります。
- 本審議会は、物価統制令により指定した一般公衆浴場の入浴料金の改定の要否並びにその必要がある場合における改定額につきまして、審議をいただく場でございます。
- 一般公衆浴場の経営の安定と利用者・消費者の利益の擁護という双方の観点から十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。
- 事務局 : それでは、只今から「平成25年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会」を開催いたします。本日は、委員総数14名中、ご出席は12名であり、委員の2分の1以上がご出席でございますので、審議会規則第5条第3項により、本審議会は、有効に成立しておりますことをご報告いたします。なお、本審議会は公開の上、開催しておりますことを併せてご報告いたします。
- 次に審議に先立ちまして、審議会規則第4条に基づき、審議会の会長の決定と会長から会長代理の指名をお願いしたいと思います。いかがさせていただきますでしょうか。
- 高尾委員 : 会長には、本委員として、永年のご経験をお持ちの小田委員がよろしいのではないのでしょうか。
- 事務局 : 只今、小田委員を推すご意見がございましたが、皆様よろしゅうございますでしょうか。
- 各委員 : 意義はありません。
- 事務局 : それでは、小田委員に会長をお願いしたいと存じます。小田委員には会長席へお移りいただき、続いて、会長代理の指名をお願いいたします。
- 小田会長 : ただ今、ご推薦により会長の任にあたることになりました小田です。本審議

会は、大阪における一般公衆浴場の入浴料金を審議することを本務としておりますが、公衆浴場業を取り巻く経営環境は、様々な課題を含んでおり、以前にもまして委員の皆様方のご協力が必要であると考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。それでは、審議会規則第4条第3項に基づき、会長の職務の代理をお願ひする委員を、私の方から指名させていただきます。高尾委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

高尾委員 : 了承いたしました。

事務局 : では、高尾委員、会長代理席へお移りいただきますようお願いいたします。続きまして、「公衆浴場入浴料金の指定等について」の知事からの諮問書を会長にお渡しいたします。

高山部長 : (諮問書の読み上げ)

公衆浴場入浴料金の指定等について (諮問)

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令 (昭和 32 年厚生省令第 38 号) 第 2 条の規定により指定した大阪府における現行入浴料金の改定の要否並びにその必要がある場合における改定額について、貴審議会に諮問します。

事務局 : それでは、審議に入って頂きたいと存じます。ここからの進行につきましては、審議会規則第5条第1項の規定によりまして、小田会長にお願ひいたします。小田会長よろしくお願ひいたします。

小田会長 : 先ほど知事から現行入浴料金の改定の要否について、本審議会に対して諮問いただきました。入浴料金については、平成20年4月21日の改定以降据え置きとなっております。料金改定の要否について、今後の審議を進めるにあたっては、燃料費や上下水道料金、人件費など、公衆浴場経営の現状を把握し、料金算定の基礎資料とする必要があります。そのため、標準となる公衆浴場を選定し、経営状況調査を実施したいと思ひます。つきましては、本日の議案として、基礎調査結果の報告、経営状況調査を行う標準公衆浴場の選定方法、今後の審議会の進め方、この3議案について議事を進めたいと思ひます。まず、はじめに基礎調査結果について、事務局から報告願ひします。

事務局 : 平成 25 年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会基礎調査結果についてご説明させていただきます。

この基礎調査と申しますのは、府内の公衆浴場業生活衛生同業組合員 620 名の営業者の方に調査を依頼し、収入、経営形態、使用燃料、使用水等についてご回答いただくものでございます。「平成 25 年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会資料」と記載されました冊子をご覧ください。

それでは、表紙を開いて資料の 1 ページ目をご覧ください。1 番に平成 25 年 3 月 31 日現在の公衆浴場の施設数を記載してございます。府内全体 787 件のうち大阪市内が 427 件、大阪市外が 360 件という状況です。組合加入率は 620

件で**78.8%**でございます。

次に**2**番の大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合員数でございますが下の太線の枠内をご覧ください。大阪市内が**359**件、大阪市外が**261**件の内訳となっております。

2ページ目をご覧ください。3番調査対象施設・回収率等でございます。今回の調査では、**620**件のうち**537**件から回答をいただき、回収率は**86.6%**ございました。

続きまして、**4**番の基礎調査項目でございます。(1)から経営主体、確定申告の種類、公衆浴場の入浴料金のみ年間収入、燃料の種類及び燃料費、使用水の種類及び水道料金、借地または借家の使用状況、借入金、従業員数、入浴者の割合について調査を行っています。

次に**5**番、基礎調査結果市町村別施設状況でございます。3ページのA3の表は、先ほどご説明しました項目を市町村別にまとめたものでございます。まず、施設数ですが、大阪市内に**427**件と府全体**787**件の半数以上を占め、多い順に東大阪市**61**件、堺市**29**件、守口市**21**件となっております。その他の項目につきましては、ご覧のとおりです。

順次、項目別の状況をご説明いたします。**4**ページの太線の枠内をご覧ください。(1)の経営主体です。個人経営が**537**件中**437**件で**81.4%**を閉めており、法人経営は**100**件で**18.6%**でした。

続いて(2)確定申告の種類です。**537**件中**95.7%**の**514**件が青色申告、一方、白色申告は、**4.3%**の**23**件でございます。

次に(3)の入浴料金のみ年間収入でございます。全体の**537**件で総額約**68億7300万円**の収入があり、**1**件あたり平均が約**1280万円**でした。

次に(4)使用燃料の区分でございます。重油のみ使用している施設が**537**件中**160**件で**29.8%**、重油と重油以外の燃料(代燃)を併用している施設が**124**件で**23.1%**、重油以外の燃料のみを使用している施設が**253**件で**47.1%**ございました。

5ページのアに重油以外の燃料であるガス、廃油、排材、電気等を単独使用又は重油と併用して使用している施設数をお示ししています。

イの表は燃料費でございますが回答の得られた**491**件中重油のみ使用が**157**件で総額約**5億1200万円**(**1**件あたり約**326万円**)、重油と代燃の併用が**115**件で総額約**2億1500万円**(**1**件あたり約**187万円**)、代燃のみが**219**件で総額約**6億5000万円**(**1**件あたり約**296万円**)、全体の**491**件では総額約**13億7460万円**で**1**件あたり約**280万円**という状況でした。

続いて**6**ページをご覧ください。(5)使用水の状況でございます。上水道のみ使用している施設が**537**件中**475**件で**88.5%**。上水道と井戸水との併用は

58 件で 10.8%、井戸水のみ使用は 4 件で 0.7%でした。

続いて※の水道使用料金ですが、こちらの値については、水道料金について回答の得られた 518 件のみの集計となります。上水道のみ使用している 463 件の総額は約 3 億 1900 万円、1 件あたりの平均が約 69 万円、井戸水との併用は 55 件で総額約 1950 万円、1 件あたり約 36 万円、全体では、総額約 3 億 3800 万円、1 件あたり約 65 万円という結果でした。

次に（6）借地または借家の使用状況です。個人経営で 137 件、法人経営で 62 件、合計 199 件であり、全体の 537 件の 37.1%を占めました。

続きまして、7 ページをご覧ください。（7）借入金の状況です。186 件が借入をしており、総額は 211 億 4228 万円で 1 件あたりの平均は約 1 億 1400 万円という結果でございました。

次に（8）の従業員の状況でございます。全体 537 件での従業員数合計が 1631 人で 1 件あたりの平均が 3 人という結果でございました。

次に（9）利用者区分の状況でございます。大人（12 才以上）が 93%、中人（6 才以上 12 才未満）が 4%、小人（6 才未満）が 3%という状況でございました。

次に（10）1 日あたりの利用者数でございますが、1 日の利用者数は、年間収入を年間営業日数 312 日で割り、さらに大人料金 410 円に換算して算出しています。全体 537 件の 1 日利用者数の合計は 53,456 人で 1 件あたりの平均は 100 人という結果でした。

続きまして 8 ページをご覧ください。7 番 利用者数階層別状況をご覧ください。先ほどの 1 日あたりの利用者数を 50 人ごとの階層に区分して、重油等の燃料別に集計をしています。個人経営では、51 人~100 人の階層が最も多く、下の表の法人経営では、101 人~150 人の階層が最も多い状況でございました。9 ページをご覧ください。個人法人併せての全体では、51 人~100 人の階層が最も多く、合計で 219 件でございました。

次に 10 ページをご覧ください。8 番に平成 18 年と 24 年の基礎調査結果の比較をしております。これは、平成 18 年調査時と平成 24 年調査時の両方にご回答いただいた 514 件での比較をしております。まず、1 日の利用者数ですが、平成 18 年の 121 人に対し、平成 24 年は 98 人であり、23 人の減少でございます。

次に年間収入（売上）ですが、平成 18 年の平均が 1484 万円であったのに対し、平成 24 年は 1259 万円と 224 万円の減少という状況でございます。

売上げの分布としては、下図のとおり平成 18 年が 1001 万~1500 万円の施設が最も多かったのに対し、平成 24 年は、501~1000 万円の施設が最も多い状況でございます。

また、平成 18 年から減収となった施設は 411 件と 80%を占め、一方で 19%の 96 件が増収でございました。

次に 11 ページをご覧ください。アの売上が減少した 411 件の年間収入（売上）の減少幅ですが、101 万円～300 万円の施設が多い状況でございました。また、イの年間収入（売上）の増加幅ですが、1～100 万円の施設が最も多い状況でございました。

次に(4)燃料費の比較でございます。アの種類別施設数ですが、重油のみ使用している施設では、平成 18 年 204 件であったのが平成 24 年は 150 件と 54 件の減少でございました。

重油と代燃を併用している施設は、平成 18 年が 80 件、平成 24 年で 120 件と 40 件の増加、代燃のみの施設では、平成 18 年が、230 件、平成 24 年では 244 件と 14 件の増加でした。今回の結果では、重油のみを使用していた施設のうち 54 件が代燃使用に移行しているという結果でした。

次にイの燃料費の比較ですが 1 件あたり重油のみでは、47 万円の増加、重油と代燃を併用している施設では 39 万円の増加、代燃のみでは 121 万円の増加、燃料区分全体では 66 万 9 千円の増加という結果でございました。

次に 12 ページをご覧ください。(5) 上下水道料金の比較です。1 施設あたりの上水道使用料金は 8 万 7 千円の減少で、下水道使用料金は、2 万 2 千円の減少という結果でした。全体では、10 万 9 千円の減少という結果でございました。

次に(6)従業員数の比較です。従業員は平成 18 年と平成 24 年は変わらず 3 人という結果でした。

続きまして 13 ページに入浴料金の算出方法、14 ページに年度別利用者階層別分布表を記載しておりますが、これらの資料につきましては、後程ご説明させていただきます。

次の 15 ページから 23 ページまでは、11 番として参考資料を添付しております。

15 ページですが、全国の公衆浴場入浴料金統制額を添付しています。東京都、神奈川県が大人料金 450 円で最も高く、大阪府の 410 円とは 40 円の開きがございます。

次の 16 ページに都道府県の自家風呂普及状況を添付しています。これは、5 年ごとに総務省が実施する住宅土地統計調査結果から抜粋したのですが、全国の自家風呂率は 95.5%であり、大阪府では 92.3%という状況でした。

次の 17 ページに、主要都道府県自家風呂状況を添付しています。下から 2 行目ですが大阪市の自家風呂率を記載しており 88.3%となっています。

続きまして、18 ページに大阪府内一般公衆浴場施設数の年度末推移のグラ

フを添付しています。毎年、**40** 施設から **50** 施設が廃業している状況です。次に 19 ページをご覧ください。大阪市消費者物価指数の抜粋を添付しています。光熱水道の前年同月比が **9.1%** と増加の状況となっています。次に 20 ページをご覧ください。過去の入浴料金審議会の経過資料を添付しています。昭和 **49** 年からの改訂状況を示しています。次に 21 ページからは、関係法令を添付しています。**21** ページに物価統制令と物価統制令施行令の抜粋、**22** ページに公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令、**23** ページに大阪府公衆浴場入浴料金審議会規則を添付しています。

以上で基礎調査結果及び参考資料の説明を終わります。

小田会長 : ただいま、事務局より報告があったわけですが、これについて、営業者を代表する立場から浦田委員、何か意見はありますか。

浦田委員 : 本日は年の瀬も押し迫った中ありがとうございます。今、調査結果の報告があったように、厳しいのは相変わらずなんですけども、18年度から施設が減少しており、燃料におきましては重油から廃油又は廃材等に切り替えている状況、そして何よりもこたえるのがすでに10月から電気料金も上がっております。また、ガス代も上がっております。そして4月にも電気代が上がると聞いております。そしてその4月に消費税が5%から8%になります。この状況を考えますと、利用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、やはり値上げをせざるを得ないなというところですね。特に大阪市内は自家風呂のないところが全国的に見ても一番多いので、どんどん廃業していくと特にお年寄りが大変になります。このような状況を考えますと、大変厳しい状況ではありますが、料金の値上げをお願いしたいという理事会の経過を踏まえて、本日臨んでおりますのでよろしくお願ひします。また後ほど我々の行っている経営努力についても説明させていただきます。よろしくお願ひします。

小田会長 : 他に、基礎調査の結果について、ご意見・ご質問等がありましたら、お願ひします。

田川委員 : 私はかつて東大阪市に勤めておりました、住んでいるのが生野区で今日資料を見せていただいて、大変な状況になっているなと思いました。以前にも委員をさせていただいたのですが、年々高齢化が進む中で高齢者の収入は上がっていないのが現実で、高齢になるにつれて収入が下がっています。確かに蓄えがあるとは言われますが、自分も退職して何年か経つと大変になると思っているんで、できるだけ料金の上げ幅を少なくしてあげてほしいです。銭湯がなければ足腰を伸ばすことができず、近くになれば余計に大変だということもあるので、そのようなことを配慮していただきたいです。経営と借

入金を考えると恐ろしくなるような額をみなさん抱えて家族で頑張っておられるのを見て大変だというのもわかるのですが、高齢者の収入が本当に低くなっていることも勘案していただきたいと思います。

浦田委員 : 貴重なご意見ありがとうございます。大阪市内では高齢者に対しては **70** 歳以上の方の割引を行っております。市から **80** 円、経営者が **90** 円負担して **240** 円でお客さんに入らせていただけます。お年寄りはもちろん子どもさんにも、毎週土曜日、保護者一人につき小学生以下 **3** 人まで無料ということも行っております。そのような中での料金値上げのお願いとなるのですが、消費税アップの時期も重なり、大変苦しいのが現状でございます。

細見委員 : 資料を見せていただきましたが、電気代が上がっており、私も前年比で **1** 割ぐらい節約しているつもりですが、額としては倍ほどになっていて電気代を中心に光熱費が上がっていることは実感していますが、お風呂屋さんでも光熱費の高騰に対して、成功事例を共有するなど色々やっておられるかと思えます。代燃が増えているのは重油より燃料費が安いということから変更されているようですが、これは個人としてやっておられるのか、組合として何か燃料費を安くするためのシステムのようなものをお作りになっておられるのでしょうか。

浦田委員 : 重油につきましては、大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合独自で、重油が値上げされる場合は、重油屋さん話し合いをしてその中で例えば **1** リットル当たり **5** 円値上げするとなった場合、大阪ではそのような委員会がございますので値上げ幅はその半分ぐらいとなっております。また、市内には代燃に変更したところ近隣の方からクレームが入り、重油に戻したところ重油が値上がりして経営を圧迫し廃業したという例もあります。また、代燃に変更する場合、設備を変更したりする必要があり、代燃が安いといっても高齢化している営業者にとっては高い金額をかけて設備の変更をするのは厳しい状況です。

小田会長 : 最近、外国から来られた方が日本のお風呂さんに興味を持っているということを知ったことがあるのですが、日本人以外の方がお風呂さんに来られることはあるのですか。

宮前委員 : 組合本部でもそのような話は出ていますが、地域性があって、例えば浪速区の通天閣近くでは観光地ということもあり外国の方が来られることもありますが、受け入れる側の態勢が整っておらず、海水パンツや下着を履いたままお風呂に入ってしまうトラブルが起こってしまうこともあり、表示などについて対応を組合本部でも検討しているところです。

細見委員 : 減収しているところが圧倒的に多いですが、増収している施設もあります。これはどのような理由が考えられるのでしょうか。

- 浦田委員 : 理由には主に二つありまして、一つは最近少ないですが大改装を行ったということ、もう一つは近隣の銭湯が廃業したことにより客が増えたということです。ただし、改装するにはお金がかかり借金が増えますし、もう一つの理由の場合は一時的には客が増えますが**2年**ほどすると元に戻ります。
- 高尾委員 : 水道代などは減っており、人件費は個人で経営しておられる方も多くあまり変わりません。経営が難しいというのはコストの面でなく収入面、つまり利用者の減少が原因ではないのでしょうか。
- 浦田委員 : 確かに収入の減少が原因ではありますが、先ほども申しましたように経営者の高齢化が進んでおり、ある程度の年齢になると仕方がない部分があります。**40代 50代**の若い営業者がまだまだお風呂頑張っていけるという状況を作るには安定した収入がなければと考えている。収入が上がる見込みがない、客が離れていくという状況ではお金をかけても仕方がないということになるので、これから頑張っていける営業者を育てたい、そういう人に頑張っていたかかないと、どんどん浴場が減少していくという風に考えております。
- 高尾委員 : 何か利用者を増やすアイデアはないのでしょうか。
- 小柳津委員 : 組合としてもいろいろ考えていますが、何せ若者が風呂屋に来ないというのが非常に難しい問題です。中にはお風呂好きの方もいらっしゃるのですが、つながらないのがしんどいです。
- 浦田委員 : 経営努力をしている営業者は多いですし、組合としても先ほど申しました通り高齢者や親子に対する割引をやっています。去年であれば映画のテルマエ・ロマエと協賛したり、吉本新喜劇で風呂屋の芝居を来年の**11月**ごろにやってくれたりと色々な機関と接触をしたり、今年から組合で総務企画委員会を作って色々なことを企画しております。
- 武富委員 : 大阪府内の施設が**787**件、大阪市内で**427**件ということで、地域によって施設数に差があります。私も公衆浴場というのは見たことがないので、府民の意識の中でも共有できる問題ではないということが非常に難しいと思っています。先ほどおっしゃったように皆さんが立ち寄れるような状況を作っていないといけないのではないのでしょうか。また、最近スポーツセンターで毎日のお風呂を済ませる方がたくさんいらっしゃるということをよく耳にします。一番問題なのは、府民一人ひとりの共有の問題として公衆浴場のことが出てこないことではないのでしょうか。日常的に使うか使わないかは生活の範囲がありますが、日常生活の範囲でなくてもお風呂屋さんにも目がいくようなことを考えないと、なかなかそこにお客さんが集まってこないような気がします。まず、お風呂屋さんってこんなに楽しいところだということをどこかで一つ打ち出さないといけないと思います。共有の問題として取り上げないといけないと思います。また、物価統制令がまだあるというのを皆さん誰もご

存じないと思っておりますので、そのような部分の説明も必要かと思えます。

小田会長 : 健康を増進するという国の政策の一環から出ている制度だと思いますし、この審議会はそれに基づいてやらざるを得ませんので、今回はそれに沿って審議を進めさせていただきたいと思えます。

武富委員 : 統制額を決めることによって風呂屋さんを縛っていることはないでしょうか。

浦田委員 : 物価統制令があった方がいいかどうかは補助や助成が絡んでおり非常に難しいが、今はあった方がいいと考えている。

事務局 : 物価統制令の話が出ましたので、事務局の方から説明させていただきます。物価統制令で現在残っているのは公衆浴場の入浴料金だけです。これは入浴料金の上限を決めております。また、対象となるのはいわゆる銭湯、法律の中でいう一般公衆浴場であり、今流行っているレジャー施設としてのお風呂、スーパー銭湯のような施設はその他浴場といたしまして対象にはなりませんのでそのような施設では競争原理が働いた中での営業となっています。従いましてこの物価統制令というのは、家にお風呂がない方たちのために家風呂の代わりに利用されるようなお風呂について、利用しやすいように入浴料金の上限を定めている制度であります。

宮前委員 : 私は生野区で銭湯を経営しています。生野区は **13 万 1 千** の人口に対して銭湯の数が **48 件** で大阪で人口に対する銭湯の数はトップでございます。なぜこんなに生野区に銭湯が多くあるのかNHKさんが興味を持たれまして **2 年** ほど前に **3** か月かけて取材をされ、夕方のニュースでも放送されました。生野区は銭湯を利用されるお客さんの数が多く、経営者の年齢層も若く、**40 代 50 代** の経営者が多くいらっしゃいます。みなさん非常に努力をしておられ睡眠時間も **4 時間** 程度という方がほとんどではないでしょうか。若い経営者は廃材を利用しているところが多いのですが、廃材というのは非常に安く手に入ります。ただ、安く手に入れるためには非常に努力しなければならず、釜に入れるときに切らないといけません。そういったことは若い経営者でないとできません。また、解体屋さんの仕事にあわせて現場へ行かないといけません。それだけの努力をなさって経営している方がたくさんいらっしゃるわけです。また大きな設備を持っておられる方もたくさんいらっしゃってたくさんのお金を抱えておられます。ですから、我々のような若い世代がこれから **10 年 20 年** この商売をやっていこうと思えますと、安定しなければならず、安定するためにはこの入浴料金というのが非常に大事でありまして、燃料費が非常に安くても電気代やガス代は上がっております。ましてや来年 **4 月** から消費税が上がりますのでそういったことを考えると、現在、非常に厳しい状況に生野区でも置かれているというのをわかっていただきたいと思います。

細見委員 : 一つお聞きしたいのは、組合として重油部があるというのをおっしゃって

ましたが、今おっしゃるような廃材というようなりサイクルや省エネの発想をする若い人たちがお風呂というビジネスでやっていきたい思いというのは絶対にあると思います。そういう若い人の意欲を組合全体として吸収して、新しい企画を出していくとか、廃材をうまく入手していくとかいうことを考えていく部分が組合にあればもっともっと前向きにやっていけると思います。重油部を燃料対策部としたり、先ほどおっしゃっていた総務企画部で若い方のアイデアを取り入れれば、組合員であるメリットができるように思います。

浦田委員 : 色々なご意見ありがとうございます。実は組合本部にも「廃材は必要ないか」という電話が入ることがありますが、組合が仲介すると廃掃法に抵触するおそれがあるらしいです。ただし、今後若い人に頑張っていただくためにも何か考えていきたいとは思っています。

細見委員 : インターネットでサイトを立ち上げてみたりしてもいいのではないのでしょうか。

小田会長 : 議論も盛りあがって非常に良かったと思います。第 1 議題はこれで終わりたいと思います。次に、報告のありました基礎調査結果に基づき、経営状況調査を行うための標準公衆浴場を選定したいと思います。事務局から説明いただく事項はありますか。

事務局 : それでは、標準施設の選定にあたり、これまでの入浴料金の算出方法も含めてご説明いたします。13 ページをご覧ください。ご審議いただく入浴料金は、記載しておりますとおり、総括原価方式で算出してまいりました。

まず、前年度基礎調査から利用者数の階層別分布を作成し、その分布状況をもとに標準公衆浴場の選定範囲を決定します。選定範囲の中から個人経営 50 件、法人経営 20 件の計 70 件を選定し、それぞれの青色申告書の内容をもとに経営コストにかかるデータを整理し、標準施設の必要経費を算出します。次に消費者物価等、現在の情勢分の要素を(2)で算出した必要経費に加えて推定経費を算出します。

最終、推定売上と推定経費の差額を現在の売上に加えて、かつ 1 日の利用者数で除した値を 1 日の一人あたりの利用料金として算出します。算出にあたり、必要な調査項目と致しましては、厚生省通知に基づいて行っており※の支出調査項目となっています。

それでは、標準施設を選定するにあたり 14 ページの年度別利用者階層別分布状況についてご説明します。上側に個人経営、下側に法人経営の状況を記載しています。これらデータは、上水道のみを使用し、かつ青色申告を行っている施設を整理したものです。

平成 16 年から 2 年ごとの結果を記載しておりますが、平成 16 年と平成 18 年のデータは、平成 17 年、平成 19 年の入浴料金改定の時にご審議をいただい

たもので二重線の枠で囲んだ範囲内の個人経営 **50** 件、法人経営 **20** 件を選定し料金算出を行いました。

階層のピークは、利用者数の減少とともに低い階層に移っており、平成 **24** 年度は、太枠内の状況で、1～**50** 人の階層の割合が平成 **18** 年と比較して約 **2** 倍となっている状況です。

以上でこれまでの入浴料金算定方法及び年度別利用者階層別分布状況の説明を終わります。

- 小田会長 : 只今、これまでの選定方法について、事務局から説明がありましたが、皆様、何かご意見はありますか。
- 細見委員 : 平成 **16** 年は **51**～**100** 人の階層が最大で **43.9%**だが、標準公衆浴場から除外しています。平成 **18** 年は **51**～**100** 人の階層が最大で標準公衆浴場の対象となっています。従来はどういう理由で除外していたのでしょうか。
- 事務局 : 入浴料金は必要なコストを利用人数で割って算出するため、利用人数の少ない階層を除外しないと入浴料金が高くなりすぎる可能性があることを考慮して除外したものと考えられます。平成 **18** 年は **51**～**100** 人の階層も選定しなければならないのではないかという意見が出て、対象になったという状況です。平成 **24** 年は全体的に利用人数が少ない階層にシフトしている状況ですので、この中でどのように標準公衆浴場を選定するかということについてご意見を頂ければと思っております。
- 小田会長 : 率直に言って、全体の実態からかけ離れた階層を選定してきたという印象は否めないです。新しく審議会をスタートするに際して、できれば全体を反映するような選定方法にしていきたいというのが私の意見です。
- 高尾委員 : 確認ですが、平成 **18** 年であれば二重枠の中から個人であれば **50** 施設を選定するということですね。全体の施設数も減少しているので、先ほど会長がおっしゃったように無作為に全体の中から選定してはどうでしょうか。
- 小田会長 : 我々が議論するにあたって実際の状況を反映して計算を試みる必要があると思いますので、議論のたたき台として全体から選定した方がいいと考えます。
- 見鳥委員 : 個人 **50** 件、法人 **20** 件という比率が従来から変わっていないということですが、個人と法人の比率も変わってきているので比率についても検討してはどうかと思います。
- 細見委員 : そうなると、個人が **8** 割で法人が **2** 割ですので、個人を増やして法人を減らすということになるでしょうか。
- 小田会長 : 実態に即した比率に直して計算してみるということで審議会から提案させていただきたいと思います。
- 高尾委員 : 個人と法人で経営に違いはあるのでしょうか。

- 小田会長 : 法人の方が規模が大きいのでしょうか。
- 小柳津委員 : 施設の規模は大きいですが、だんだんと経営が苦しくなり、役員さんが支えているような状態です。
- 細見委員 : 法人にした方が次の世代にこのビジネスを引き継げるということはないのでしょうか。
- 浦田委員 : 利用人数が **200** 人以上と多ければそれも可能ですが、**100** 人程度であれば難しいと思われます。やはり利用人数が減っていく中で法人を作っていくのは難しいと思われます。
- 小田会長 : それでは、標準公衆浴場の選定にあたっては、今回は特に利用者数の階層は定めず、537施設全体から選定したいと思います。また、個人・法人別の公衆浴場数につきましては、個人56件、法人14件とさせていただきたいと思います。次に、只今お決めいただいた内容を踏まえ、標準公衆浴場を選定し、浴場の経営状況調査を行っていくわけですが、今後の審議の進め方等について、事務局から何か提案はありますか。
- 事務局 : これから、標準公衆浴場70件に対する経営状況調査を実施し、総括原価方式による調査結果の取りまとめを行ってまいります。その調査結果の取りまとめにつきましては、経営や管理会計等、専門的知識を要することから、学識経験者の方々に、一定、解析・検討をお願いしたいと考えており、学識経験者による小委員会の設置をお願いしたいと存じます。小委員会でご検討いただきました結果につきましては、第2回審議会にお諮りし、各委員の皆様にご審議いただく方向で考えてございます。また、先のことではございますが、第2回審議会において、皆様のご意見がまとまりました際には、第3回の審議会におきまして、答申案をご審議いただく流れを考えてございます。
- 小田会長 : 只今、事務局からの説明がありましたが、経営状況調査の取りまとめについては、会計学上の知識等を要すること、また新しい審議会をスタートさせるに当たり、会長としてこれまで続けてきた収入や費用の算定方法について検討してみたいと思います。そのために、学識経験者、つまり1号委員による小委員会を設置し、この小委員会において調査結果の検討を行い、委員の皆様からは次回審議会の場でご意見を伺うことにさせて頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。
- 各委員 : 異議はありません。
- 小田会長 : ご賛同をいただきましたので、小委員会を設置することとし、その委員には、1号委員の皆様をお願いすることとしたいと思います。ではよろしく願いいたします。経営状況調査について、浴場組合の皆様には、標準浴場として選定された70施設の営業者の皆様から必要な資料提供等、ご協力いただきますようよろしく願いいたします。これで予定しておりました議題につい

ては、全て終了したわけでありますが、他にご意見等ございませんか。

事務局 : 入浴料金の改定についてご審議いただくわけですが、このところは大人料金のみ改定となっており、平成 7 年以来、中人、小人の料金が据え置かれているという状況もありますので、中人、小人の入浴料金につきましてもご検討いただければと考えております。

小田会長 : 昔から変わっていないのでアンバランスという感じがしますので、この点につきましても検討していきたいと思います。

これをもって本日の審議を終わります。では、事務局に進行をお返しします。

事務局 : 小田会長ありがとうございました。各委員の皆様、長時間にわたって、ご審議を賜り、ありがとうございました。では、閉会にあたり、環境衛生課 桐山課長よりごあいさつを申し上げます。

桐山課長 : 本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。来年の 3 月末までに答申を頂きたいというスケジュールで考えております。その後必要であれば手続きを経て 4 月以降に料金改定を行うことを考えております。非常にタイトなスケジュールではございますが、今後ともよろしく願いをいたしまして閉会のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

事務局 : 以上をもちまして、閉会とさせていただきます。次回、小委員会ならびに第 2 回審議会の日程等につきましては、改めて調整をさせていただきます。本日はありがとうございました。